# 手続きはお早めに! 子育てに関する手当等の 手続きについて



児童扶養手当の現況届について

【問合せ先】健康増進課 子育て包括支援係(基山町保健センター) ☎85-9095

児童扶養手当を受給されている方は、毎年、「現況届」を提出する必要があります。提出期限は、8月31日(月) です。受給されている方には書類を送付しますので、必ず提出してください。提出されない場合、11 月以降の 手当が差し止められます。現況届を2年度分提出されない場合は、受給資格が喪失します。また、支給停止中の 方も提出が必要です。なお、7月以降に新規申請をされた方は、今年の現況届の提出は必要ありません。申請を されていない対象の方はお問い合わせください。

#### ▷児童扶養手当とは

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間 にある児童を養育しているひとり親家庭の父母又は 養育者(祖父母など)に支給される手当です。ただ し、請求者及び同居家族の所得によって支給制限が あります。詳しくは、お問い合わせください。

▷支給額(月額) 右表のとおり

▷支給期日 年6回(奇数月)

1月、3月、5月、7月、9月、11月

# ▽児童扶養手当支給額(月額)

区分	全部支給	一部支給
児童1人	43,160 円	10,180~43,150円(※)
児童2人目の 加算額	10,190円	5,100~10,180円(※)
児童3人目 以降の加算額 (1人につき)	6,110円	3,060~6,100円(※)

※一部支給の額は、請求者の所得に応じて決定されます。

# ひとり親家庭等医療費受給資格の更新手続きについて

【問合せ先】 健康増進課 子育て包括支援係 (基山町保健センター) ☎85-9095

ひとり親家庭等医療費を受給されている方は、毎年、更新の手続きが必要です。手続き期限は、8月31日(月) です。受給されている方には書類を送付しますので、必ず手続きをしてください。申請をされていない対象の方 はお問い合わせください。

### ▷ひとり親家庭等医療費助成制度とは

母子家庭の母、父子家庭の父及び児童が、医療 保険により医療機関等で診療を受けた場合、医 療費の自己負担金の全額を助成する制度です。 請求者及び同居家族の所得によって支給制限が あります (児童扶養手当の所得制限と同様)。詳 しくは、お問い合わせください。

#### ▷助成対象者

母子家庭の母、父子家庭の父、母子・父子家庭の児童 及び父母のない児童で、所得が一定の基準を超えない世帯

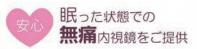
- ・児童:18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間 にある児童
- ・母子家庭の母、父子家庭の父:20歳未満の児童を養育

している者



胃カメラ ピロリ菌検査 除菌治療

大腸カメラ 日帰リポリープ切除 (要予約)



■全身エコー(要予約) ■人間ドック ■健康診断



さかい 内視鏡

(0942) 92

#### 特別児童扶養手当の所得状況届について

【問合せ先】福祉課 障がい福祉係 ☎92-7964

特別児童扶養手当を受給している方は、「所得状況届」の提出が必要です。<mark>提出期限は、9月2日(水)です。</mark> 期限内に提出されない場合、手当の支給が止められることがありますので、必ず提出してください。

#### ▷特別児童扶養手当とは

障がいを有する児童を監護する者について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の 増進を図ることを目的にしています。

#### ▷助成対象者

20 歳未満で精神又は身体に障がいを有する児童を家庭で 監護、養育している父母等で、所得が一定の基準を 越えない世帯

【問合せ先】鳥栖保健福祉事務所 ☎83-2172

# 母子・父子自立支援員による相談について

佐賀県保健福祉事務所には、母子・父子自立支援員が配置されています。母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭及び寡婦のみなさんが抱えている、いろいろな悩みごとの相談相手になり、問題解決のお手伝いをしています。電話による相談や、必要によっては家庭訪問もしますので、お気軽にご相談ください。

# ▽母子・父子自立支援員による出張相談

日時:8月14日(金)

場所:基山町保健センター

午前9時~12時

研修室1



# ひとり親世帯臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育てへの負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

# 【問合せ先】

子育て包括支援センター(基山町保健センター) な85-9095 ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター な0120-400-903 (平日午前9時~午後6時まで)

# ⊳基本給付

#### 支給対象者

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方【申請不要】
- ②公的年金等(遺族年金、障害年金、老齢年金、遺族補償など)を受給しており令和2年6月分の 児童扶養手当の支給が全額停止されている方【申請要】
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方【申請要】
- ※既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけではなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象となります。
  ※公的年金等を受給していても、児童扶養手当にかかる支給限度額を上回る場合は支給対象となりません。

支給額 1世帯5万円、児童扶養手当対象児童2人目以降1人につき3万円

**支給時期** 支給対象者①に該当する方は7月下旬に児童扶養手当を受給している口座に振り込み 支給対象者②・③に該当する方は申請書提出後随時振り込み

#### ▷追加給付

#### 支給対象者

基本給付①・②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方【申請要】

支給額 1世帯5万円

支給時期 申請書提出後随時振り込み

# ▷申請期間 令和2年8月3日~令和3年2月26日まで

申請する際、収入額が分かる書類(給与明細や年金額改定通知書等)等必要ですので、事前に健康増進課 子育て包括支援センターまでお問合せ下さい。